

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 財産債務調書の提出義務の判定の基礎となる所得税の還付申告書の範囲について、令和6年分における所得税額の特別控除の実施に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第12条の2関係)
- 2 この政令は、令和6年6月1日から施行することとする。(附則関係)